

## 公益社団法人浜田市シルバー人材センター役員名簿

令和3年6月17日～令和5年度総会まで

区分	氏名	備考
理事長 (代表理事)	小松原 俊行	
副理事長 (代表理事)	大谷 克雄	
常務理事 (業務執行理事)	佐々木 章	
理事	小谷 典弘	
理事	猪木迫 幸子	
理事	栗原 宏治	
理事	小澤 孝子	
理事	笹原 典子	
理事	生和 茂美	
理事	前田 政昭	
理事	太田 和男	新任
監事	湯浅 明百美	
監事	竹吉 秀年	新任

## 令和2年度 事業報告

### 事業概要

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的規模での拡大という未曾有の事態に見舞われました。雇用情勢をはじめ社会経済活動は大きな打撃を受け、シルバー事業にも大きな影響がでました。

派遣事業では、事業縮小や契約の取りやめなどあり、昨年度比約8%減額となりました。

受託事業では、3%減額となりましたが、草刈、剪定といった請負作業は大きく減額といった状況ではありませんでした。

今後も、コロナ禍の状況をみながら的確に対応していく必要があります。

シルバー人材センターが受注した仕事を確実に完了させるため、あるいは、企業、会社等の要望に応じてシルバー派遣を継続していくためには、健康で働く意欲のある会員を今以上に確保していく必要があります。しかし、事業所における定年延長や再雇用制度の定着、地域的な求人難という社会状況の中で、会員の拡大が非常に難しくなっています。

各企業等からの就業やシルバー派遣での問い合わせも続いていますが、現状の社会情勢からもシルバー人材センターの会員登録が伸び悩んでいる状況にあり、新規入会者も65歳以上が多くシルバー会員の平均年齢も高齢化しているといえます。

全シ協の「会員 100 万人達成計画」に基づき毎年度3.9%増、令和2年度の目標は、526人としていましたが、年度末の会員数は429名という結果となりました。これはコロナ禍により、入会説明会の来場者数、入会者数に大きな影響があったこと、高齢や健康状態から退会される方も多かったことが原因と分析しています。高齢で体力的に就業機会が少なくなる会員の皆さんにも会員として在籍していただける魅力あるシルバー人材センターであることや入会促進運動をさらに推し進め目標会員数確保に努力していかなければなりません。

本年度も引き続いて、旧郡部の入会者が少ないことから各自治区に赴いての入会説明会を開催したことや、入会の声掛け運動の促進を図ってまいりました。新規入会者の約7割が声掛けによるもので、声掛け運動は大変効果がある取り組みでした。皆様のご尽力に感謝申し上げますとともに、引き続き会員拡大にご協力いただきますようお願い申し上げます。

センターの運営は、国と浜田市からの補助金、事務費収入が財源となっており、効率的な事業運営に引き続き取り組みました。

高齢社会が急速に進む中で、高齢者の生きがいづくりや、高齢者福祉の向上を目指すシルバー事業を健全に運営していくため、会員と役職員が一体となった取り組みを進めることがこれまで以上に重要です。

## 1 受託事業実績

	令和2年度	令和元年度	比較増減 △減
会員数	429人 (入会会員38人) (退会会員64人)	455人 (入会会員64人) (退会会員64人)	△26人
就業実人員	285人	322人	△37人
就業率	66.4%	70.8%	△4.4%
就業延人員	20,925人	22,518人	△1,593人
受託件数	3,206件	3,224件	△18件
契約金額	132,234千円	136,063千円	△3,829千円

## 2 派遣事業実績

	令和2年度	令和元年度	比較増減 △減
登録会員数	151人	157人	△6人
就業実人員	85人	99人	△14人
就業率	56.3%	63.1%	△6.8%
就業延人員	8,033人	8,856人	△823人
受託件数	30件	46件	△16件
契約金額	45,912千円	49,677千円	△3,765千円

### 受託と派遣の契約金額合計

	令和2年度	令和元年度	比較増減 △減
合計	178,146千円	185,740千円	△7,594千円

### 会員全体(受託と派遣)の就業率

	令和2年度	令和元年度	比較増減 △減
就業率	79.3%	81.1%	△1.8%

## 3 普及・啓発活動

シルバー人材センター事業をPRし会員募集と仕事の受注を拡大するための取り組みを行いました。

- ① 会員、役員が知人等へ「入会の声掛け運動」を行った。
- ② 公民館、石央文化ホール等の施設へチラシを配架した。
- ③ 会員加入率の低い旧那賀郡各自治区(金城町、旭町、三隅町)で入会説明会を開催した。

④ 市役所、浜田商工会議所、石央商工会(支所を含む)へ派遣事業紹介パンフを配架した。

⑤ 浜田市の広報「はまだ」に募集記事を掲載した。

5月、12月、各号、計2回

⑥ 電話帳広告(サイネックス) 1回

⑦ 各種イベントへの参加

コロナ禍の対応により各種イベントが中止となった。

⑧ ホームページによる情報提供を行った。

⑨ 地域班会議の開催

会員拡大や新たな就業先を開拓していくために、地域において会員、役員が一体となって活動する必要があります。このため、活動を進める母体となる地域班を活性化させるため、地域班長会議を開催しました。

・開催時期 令和3年1月27日

・開催場所 浜田市シルバー人材センター

・参加会員 地域班長11名、役員7名

・内 容 シルバー事業の現状説明。会員拡大、新規就業先拡大の取組み。安全就業。会員からの意見、要望。

#### 4 会報の発行

定時総会報告、会員の声等を掲載した、会報「飛翔」第36号を9月30日付で発行しました。

#### 5 適正就業の推進

シルバー人材センターの就業について、請負と派遣の区分に関する基準に沿い、発注者の指揮、命令を受ける業務、発注者が雇用している従業員と混在して行う業務、発注者の資器材を使う業務等を派遣就業に切り替える、また新規発注分についても基準に沿って受注する取組みを進めました。派遣先は、12事業所となりました。

また、シルバー派遣については、労働安全衛生法に基づき、派遣労働者の安全衛生管理を図るため産業医の委嘱、衛生委員会を毎月開催しました。

## 6 新規就業先開拓活動

就業機会の拡大と受注量の増大を図るため市内事業所に新規受注の依頼を行いました。また、事業部会と女性部会が合同でコロナ禍の状況をみながら事業所訪問を検討しました。

## 7 有料職業紹介事業

臨時的、短期的な就業を希望する高年齢者に職業紹介を行う有料職業紹介事業の実績はありませんでした。

## 8 技術講習会の実施状況

年 月 日	講習会名	参加者	会 場
3月3日	剪定・チェーンソー取扱講習会 講習会	16名	シルバー人材センター 青少年ホーム緑地
3月4・5日	刈払機・チェーンソー取扱講習 会講習会	69名	シルバー人材センター

## 9 高齢者活躍人材確保育成事業(島根県シルバー人材センター連合会主催事業)

労働力人口の減少等で現役世代を支える分野での担い手不足の中で、高齢者の就業を推進するため、シルバー人材センターでの就業に必要な技能を身に付けるための講習会を実施しました。

(1) 内 容:産前・産後訪問サポーター認定講習会(シルバー会員対象)

① 日 時 7月7日(火)～9日(木) 10:00～16:00

会場:シルバー人材センター会議室

② 参加者 10名(浜田市 SC 会員 7名、江津市 SC 会員 3名)」

(2) 内 容:福祉施設清掃スタッフ育成講習会(会員外を対象)

① 日 時 10月13日(火)～15日(木) 10:00～16:00

会場:シルバー人材センター会議室

② 参加者 4名

(3) 内 容:産前・産後サポーター育成講習会(会員外を対象)

① 日 時 11月2日(月)、3日(火)、4日(木) 10:00～16:00

会場:シルバー人材センター会議室

② 参加者 11名(浜田市 10名、江津市 1名)

(4) 内 容:セレクトセミナー(会員外を対象)

女性会員の拡大を目指した 60 歳以上の女性を対象とした講座

1) 「おがっち」さんに学ぶ！ コミュニケーション向上セミナー

1 月 13 日(水)13:30～15:30 場所:いわみーる

参加者:8 名(浜田市 8 名、江津市 0 名)

2) 5 歳若返る！ 身だしなみとマナーで印象 UP！

1 月 19 日(金)13:30～15:30 場所:いわみーる

参加者:9 名(浜田市 8 名、江津市 1 名)

## 10 安全就業の推進

### ① 安全部会

安全部会を開催し、事故の検証と再発防止について協議を行い、安全就業の推進に努めました。

#### ア 第1回安全部会

年月日	参加者	内 容
8 月 19 日	8 名	・令和2年度に発生した事故の検証と再発防止に向けた取組 ・安全パトロール・・・2箇所

### ② 安全就業啓発の取組み

安全就業ニュースを発行し、安全就業を呼び掛けました。特に、事故の発生が多い草刈作業、剪定作業等においては、事前の安全点検が重要であり、就業前にミーティングを行い注意事項の確認を行う「安全就業点検表」の取り組みを進めました。

### ③ 事故の発生状況

安全就業の指導と現場の就業状況の把握に努めてまいりましたが、通院、賠償をシルバー保険で対応した事故等、以下の事故が発生しました。

#### ア 傷害事故

年月日	内 容	入院	通院
4 月 10 日	施設内で洗濯物を部屋ごとに届ける作業中、部屋の受入口に洗濯物を強く押し入れた際、右手親指が受入口にあたり、右手親指を負傷した。		7 日
6 月 10 日	草取作業中、樹木の毛虫に刺された(上半身)。		4 日
6 月 22 日	剪定作業中、樹木の毛虫に刺された(腕、腹部、脚部)。		2 日

6月30日	草取作業中、アシナガバチに襲われ左ひじ2か所、右ひじ1か所、計3か所を刺された。		1日
7月16日	草刈作業中、アシナガバチに襲われ左手甲に1か所刺された。		1日
8月4日	草刈作業中、アシナガバチに襲われ右手甲に1か所刺された。		2日
8月18日	刈草の集積作業中、毛虫に右腕を刺された。		1日
8月28日	草取作業中、右手首付近を毛虫に刺された。		1日
10月6日	屋内清掃作業中、乾燥機のゴミを取るため椅子にあがって作業していたところ、ふらついて、椅子から床に着地した際に右足甲を捻った。		9日
11月12日	剪定作業中、下方の踏み台に足を乗せたところ滑り、右ひざを捻った。		4日
11月30日	屋内清掃作業中、浴槽の清掃中に足が滑り、浴槽の縁に右耳を打撲し、右耳を切創した。		4日
12月3日	剪定作業中、集積した枝等をシートに包み右手で背中に担いだ際、肩に痛みを感じた。右肩筋肉断裂		3日

#### イ 賠償事故

年月日	内 容	賠償額
7月30日	草刈作業中、草刈機で跳ねた小石が浜田市所有公用車の運転席右窓ガラスにあたり、ガラスが破損した。	29,480円
8月31日	墓地清掃作業、墓誌と根石の隙間に生えていた木を取り除くため、墓誌を抱えて移動し作業したが、戻す際に倒れて墓誌の一部と墓誌台が欠けた。	140,800円
1月20日	派遣就業：施設内で洗濯物をコンテナで運搬する作業中、あやまってコンテナが通路の曲がり角にあたり壁が損傷した。	27,500円
3月4日	伐採作業中、切れ目を入れた樹木をワイヤーで引き倒そうとしたところ「つる」部分が折れ、その反動で引き倒す方向とは反対側に樹木が倒れ電線を切断した。	23,566円

#### ウ その他

年月日	内 容	賠償額
7月29日	草刈作業及び処分作業移動中、道が狭く、徐行しながら気を付けて侵入したが、通路縁石が低く見えづらかった。あやまって縁石に車両運転席ドア下部が接触した。	150,491円
11月1日	屋内清掃作業でシルバー車両で駐車場から出る際、後進で後ろに停車していた車両の前面に衝突した。	204,776円
1月21日	屋外清掃作業のため浜田市シルバー人材センター事務所から就業場所へ移動運転中、車道左側を走行していた自転車を追い越し左車線に戻ったところ、後方から来た乗用車に自車の左側後方に追突された。	修理費相手方保険対応

## 11 独自事業 シルバー農園事業の実施

平成28年度の準備期間を経て平成29年度からシルバー農園事業を本格的に開始しています。れんげ保育園との共同事業として、園児と一緒にサツマイモを栽培するなど、シルバー事業の幅を拡げるとともに、会員の入会促進を図りました。

- ① 場 所 内村町一の瀬地内の休耕田
- ② 参加会員 30名
- ③ 栽 培 ジャガイモ、サツマイモ、ヤーコン、ウコン、タマネギ等17品目
- ④ れんげ保育園との共同事業
  - ・8月26日 つる返し、除草作業等 園児、園関係者、  
シルバー人材センター等 31名
  - ・10月26日 収穫作業 園児、保護者、園関係者、  
シルバー人材センター等 33名

## 12 ボランティア活動の実施

シルバー人材センターの社会貢献活動として、看護学生との交流事業や模擬患者実習でお世話になっている浜田医療センター附属看護学校の周辺で、除草作業を実施しました。

実施日及び参加者

- ・7月3日(金) 会員・役員27名、事務局4名 草ゴミ量 1,370 kg
- ・10月2日(金) 会員・役員26名、事務局4名 草ゴミ量 2,650 kg

## 13 研修旅行の実施

コロナ禍の対応のため本年度は中止しました。

資料1

役員会等の開催状況

年月日	会議名	主な内容
R2. 5. 20	第1回理事会 (出席) 理事8名 監事1名	報告事項 ①補正予算報告 ②理事監事候補者選考委員会 ③事業実績 ④事業報告 ⑤事故の発生状況 審議事項 ①入会の承認 ②理事・監事候補者の決定 ③議案審議 ④令和2年度定時総会における表彰 ⑤令和2年度定時総会の開催 ⑥令和2年度定時総会の運営 ⑦ボランティア除草作業の実施 ⑧研修旅行の実施 ⑨産前・産後サポーター認定講習会の開催 ⑩事業予定
R2. 6. 18	令和2年度定時総会 (会員総数) 429名 出席会員26名 委任状提出会員 338名 合計364名	議事 (1) 報告事項 第1号報告 令和元年度収支補正予算 (2) 決議事項 第1号議案 令和元年度事業報告 第2号議案 令和元年度決算 監査報告 第3号議案 役員を選任について (3) 報告事項 第2号報告 令和2年度事業計画 第3号報告 令和2年度収支予算
R2. 8. 21	第2回理事会 (出席) 理事10名 監事2名	報告事項 ①理事長、副理事長及び常務理事の職務の 執行状況 ②第1回広報部会 ③第1回安全部会 ④シルバー農園事業 ⑤第1回ボランティア活動 ⑥産前・産後訪問サポーター認定講習会 ⑦事業実績

		⑧事業報告 ⑨事故の発生状況 審議事項 ①入会の承認 ②中国ブロンクスシルバー人材センター連合協議会 令和2年度役職員研修会の参加 ③事業予定
R2. 11. 18	第3回理事会 (出席) 理事9名 監事2名	報告事項 ①第2～4回広報部会 ②刈払機取扱作業安全衛生講習会 ③第2回ボランティア活動 ④福祉施設清掃スタッフ育成講習会 ⑤シルバー農園事業 ⑥島根県シルバー人材センター連合会定期指導 ⑦産前・産後サポーター育成講習会 ⑧旧那賀郡部での入会説明会の開催 ⑨事業実績 ⑩事業報告 ⑪事故の発生状況 審議事項 ①入会の承認 ②第4四半期における入会の声掛け運動について ③高齢者活躍人材確保育成事業 セレクトセミナー ④令和3年度定時総会の開催日程 ⑤事業予定
R3. 1. 15	第4回理事会 (出席) 理事9名 監事1名	報告事項 ①令和3年度定時総会 ②派遣元責任者講習会 ③高齢者活躍人材確保育成事業 セレクトセミナー ④シルバー農園 ⑤事業実績 ⑥事業報告 ⑦事故の発生状況 審議事項 ①入会の承認 ②令和2年度収支補正予算 ③令和3年度事業計画の策定 ④地域班長会議の開催について ⑤キャリアアップ教育訓練

		⑥剪定・チェーンソー取扱講習会 ⑦刈払機・チェーンソー取扱講習会 ⑧新規就業先開拓事業所訪問 ⑨事業予定
R3. 3. 22	第5回理事会 (出席) 理事10名 監事1名	報告事項 ①理事長、副理事長及び常務理事の職務の執行状況 ②地域班班長会議 ③事業部会・女性部会合同会議 ④高齢者活躍人材確保育成事業 セレクトセミナー ⑤シルバー農園事業 ⑥キャリアアップ教育訓練 ⑦剪定・チェーンソー取扱講習会 ⑧刈払機・チェーンソー取扱講習会 ⑨第1回総務部会 ⑩事業実績 ⑪事業報告 ⑫事故の発生状況 審議事項 ①入会の承認 ②令和3年度～4年度役員の選任 ③未収金の状況と貸倒損失について ④会費未納会員の資格喪失 ⑤第2次100万人計画の目標会員数の策定に基づく令和3年度の会員数目標 ⑥浜田市シルバー人材センター臨時的任用職員就業規則の設置 ⑦浜田市シルバー人材センター職員給与規程の改正 ⑧令和2年度収支補正予算(第2号) ⑨令和3年度事業計画 ⑩令和3年度収支予算 ⑪事業予定

## 資料2

## 主な会議・事業等

年	月	日	事 項	場所等	
R2	4	9	職業安定所長訪問	ハローワーク	
		17	理事監事候補者選考委員会	浜田市 SC	
		21	入会説明会	浜田市 SC	
	5	11	監査会	浜田市 SC	
		20	入会説明会	浜田市 SC	
		20	第1回理事会	浜田市 SC	
	6	1	島根県シルバー人材センター連合会第1回理事会	松江市	
		16	島根県シルバー人材センター連合会総会	タウンプラザ	
		18	令和2年度定時総会	浜田市 SC	
		22	入会説明会	浜田市 SC	
	7	3	第1回ボランティア活動	看護学校周辺	
		7~9	県連合会 産前・産後サポーター認定講習会	浜田市 SC	
		15	第1回広報部会	浜田市 SC	
	8	20	入会説明会	浜田市 SC	
		19	第1回安全部会	浜田市 SC	
		20	入会説明会	浜田市 SC	
		21	第2回理事会	浜田市 SC	
		24	第2回広報部会	浜田市 SC	
		26	シルバー農園、れんげ保育園と共同作業	シルバー農園	
		31	第3回広報部会	浜田市 SC	
		9	16	第4回広報部会	浜田市 SC
	9	23	入会説明会	浜田市 SC	
		24	刈払機取扱作業安全衛生講習会	県トラック協会	
		30	会報「飛翔」発行		
		10	2	第2回ボランティア活動	看護学校周辺
		13~15	県連合会 清掃フタッフ育成講習会	浜田市 SC	
		20	入会説明会	浜田市 SC	
	11	26	シルバー農園、れんげ保育園との共同作業(収穫)	シルバー農園	
		28	県連合会 定期指導	浜田市 SC	
		2~5	県連合会 産前・産後サポーター育成講習会	浜田市 SC	
		9	旭地区入会説明会	今市公民館	
		10	金城地区入会説明会	雲城公民館	
		11	三隅地区入会説明会	三隅公民館	
18		第3回理事会	浜田市 SC		
20	入会説明会	浜田市 SC			

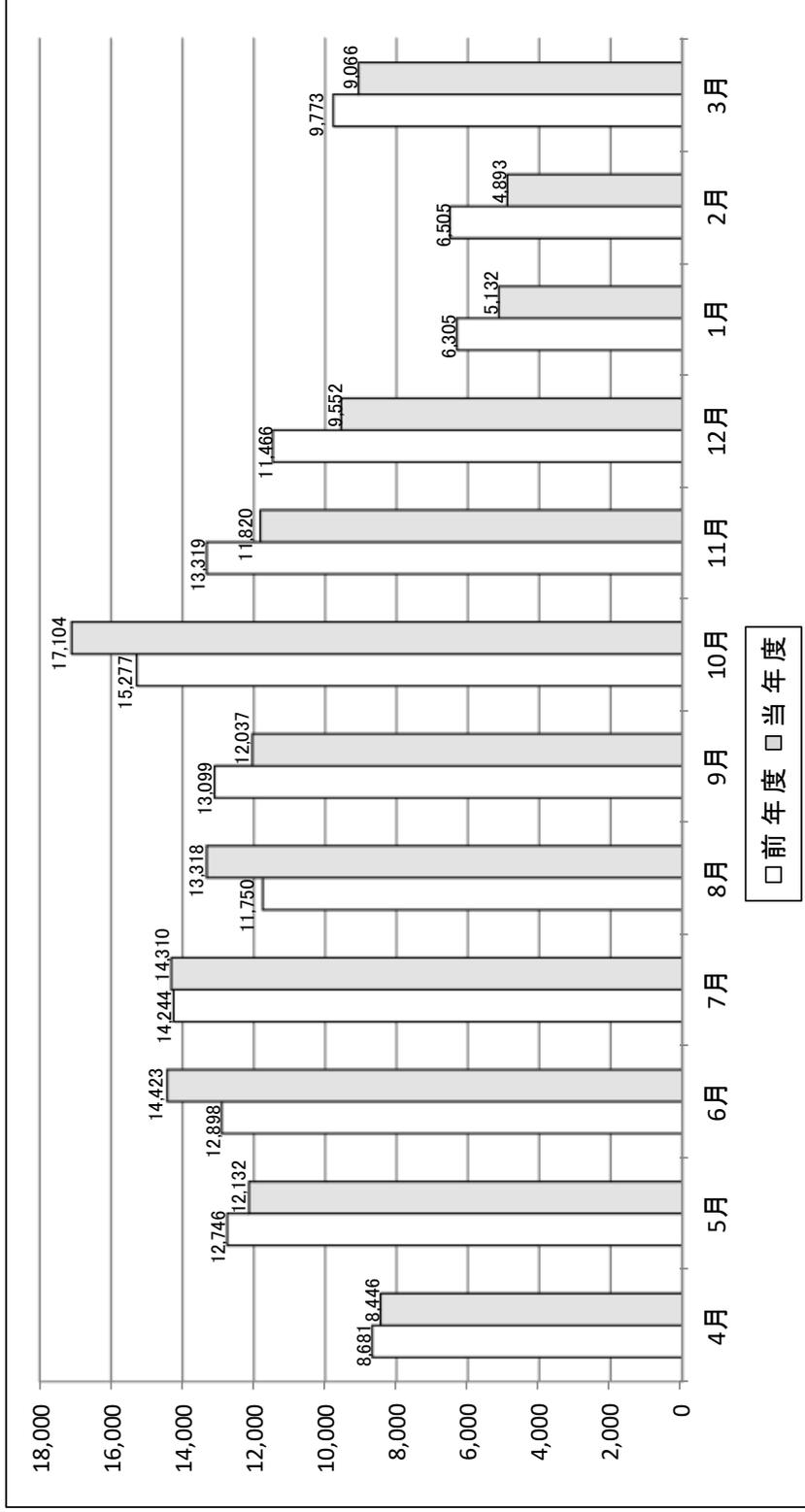
R3	12	21	入会説明会	浜田市 SC
	1	13	県連合会 セレクトセミナー	いわみーる
		15	第 4 回理事会	浜田市 SC
		20	入会説明会	浜田市 SC
		27	地域班班長会議	浜田市 SC
	2	5	事業部会・女性部会合同会議	浜田市 SC
		19	県連合会 セレクトセミナー	いわみーる
		22	入会説明会	浜田市 SC
		27	キャリアアップ教育訓練	浜田市 SC
		26	襖・障子講習会	浜田市 SC
	3	3	剪定・チェーンソー取扱講習会	浜田市 SC
		4~5	刈払機・チェーンソー取扱講習会	浜田市 SC
		16	内部協議(新年度事業計画、予算)	浜田市 SC
		17	第 1 回総務部会	浜田市 SC
		22	入会説明会	浜田市 SC
		22	第 5 回理事会	浜田市 SC
		23	島根県シルバー人材センター第 5 回理事会	松江市

## 受託事業職群別事業実績表

(令和2年4月～令和3年3月)

区分	事項	① 受注 件数 (件)	② 職群別 登録 会員数 (人)	③ 就業 実人員 (人)	④ 就業 延人員 (人日)	⑤ 契約金額				⑥ 履行期間別 受注件数(件)	
						報酬(配分金)	材料費等	事務費	合計		
職群別 内訳	技術群	7	89		112	809,533 円	3,860 円	76,339 円	889,732 円	10日未満	12 件
	技能群	984	54		2,290	17,969,908 円	2,980,826 円	1,575,009 円	22,525,743 円	10日以上 1ヶ月未満	19 件
	事務整理群	56	33		495	1,237,801 円	300 円	127,793 円	1,365,894 円	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3,105 件
	管理群	35	18		1,699	9,959,593 円	28,578 円	994,124 円	10,982,295 円	3ヶ月以上 6ヶ月未満	2 件
	折衝外交群	28	20		413	1,524,480 円	19,621 円	221,650 円	1,765,751 円	6ヶ月以上	68 件
	一般作業群	2,066	197		14,959	78,133,623 円	6,106,592 円	7,990,190 円	92,230,405 円	合計	3,206 件
	サービス群	29	18		953	2,260,335 円	0 円	204,417 円	2,464,752 円		
	その他	1	0		4	8,550 円	0 円	855 円	9,405 円		
	上段計	3,206	429	285	20,925	111,903,823 円	9,139,777 円	11,190,377 円	132,233,977 円		
	公共・民間 別内訳	下段計	3,206			20,925	111,903,823 円	9,139,777 円	11,190,377 円	132,233,977 円	
公共事業		162			3,858	25,214,491 円	3,553,003 円	3,196,229 円	31,963,723 円		
民間事業		641			10,055	49,102,356 円	1,571,769 円	4,732,322 円	55,406,447 円		
個人・家庭 独自事業		2,403			7,012	37,586,976 円	4,015,005 円	3,261,826 円	44,863,807 円		
		0		0	0 円	0 円	0 円	0 円			

受託事業月別実績及び対前年実績比較表  
(令和2年4月～令和3年3月)



単位:千円

(月別)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
前年度	8,681	12,746	12,898	14,244	11,750	13,099	15,277	13,319	11,466	6,305	6,505	9,773	136,063
当年度	8,446	12,132	14,423	14,310	13,318	12,037	17,104	11,820	9,552	5,132	4,893	9,066	132,233
前年比	97.3%	95.2%	111.8%	100.5%	113.3%	91.9%	112.0%	88.7%	83.3%	81.4%	75.2%	92.8%	97.2%

(累計)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度	8,681	21,427	34,325	48,569	60,319	73,418	88,695	102,014	113,480	119,785	126,290	136,063
当年度	8,446	20,578	35,001	49,312	62,630	74,667	91,771	103,591	113,143	118,275	123,168	132,234
前年比	97.3%	96.0%	102.0%	101.5%	103.8%	101.7%	103.5%	101.5%	99.7%	98.7%	97.5%	97.2%

## 資料 5

年齢別会員登録状況  
(令和3年3月31日現在)

単位:人

性別 \ 年齢	60歳未満	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75歳以上	合計	平均年齢
男	0	5	56	114	108	283	74.3歳
女	0	4	30	50	62	146	74.4歳
合計	0	9	86	164	170	429	74.3歳

## 資料 6

会員登録状況(第1希望職業分類別・男女別)

単位:人

	管理的	専門的・技術的	事務的	販売	サービス	保安	農林漁業	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	計
男	0	8	26	2	18	1	16	22	54	19	117	283
女	0	3	32	4	29	0	9	4	0	0	65	146
計	0	11	58	6	47	1	25	26	54	19	182	429

## 資料 7

地域班別会員状況

(令和3年3月31日現在)

単位:人

地域班名	男	女	合計
国府班	25	28	53
石見1班	20	12	32
石見2班	13	9	22
石見3班	17	15	32
石見4班	9	4	13
石見5班	13	3	16
浜田1班	14	7	21
浜田2班	15	10	25
浜田3班	9	13	22
浜田4班	13	6	19
熱田班	11	11	22
長浜班	10	6	16
周布大麻班	22	7	29
美川班	13	3	16
金城班	24	3	27
旭班	10	4	14
三隅班	27	3	30
弥栄班	18	2	20
合計	283	146	429

# 1 貸借対照表

令和 3 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1.流動資産			
現金	278,292	153,138	125,154
普通預金	8,382,634	8,607,293	△ 224,659
未収金	9,723,244	11,706,444	△ 1,983,200
貯蔵品	12,993	0	12,993
立替金	23,566	0	23,566
前払金	31,000	33,200	△ 2,200
流動資産合計	18,451,729	20,500,075	△ 2,048,346
2.固定資産			
(1)基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2)特定資産			
財政運営資金積立資産	1,500,000	1,500,000	0
事務所移転費用積立資産	1,073,223	1,073,223	0
特定資産合計	2,573,223	2,573,223	0
(3)その他固定資産			
建物付属設備	2,127,587	1,544,652	582,935
構築物	103,148	112,455	△ 9,307
車輛運搬具	453,899	1,196,687	△ 742,788
什器備品	387,274	293,941	93,333
電話加入権	224,952	224,952	0
預託金	64,450	64,450	0
出資金	10,000	10,000	0
その他固定資産合計	3,371,310	3,447,137	△ 75,827
固定資産合計	5,944,533	6,020,360	△ 75,827
資産合計	24,396,262	26,520,435	△ 2,124,173
<b>II 負債の部</b>			
1.流動負債			
未払金	7,550,491	8,462,795	△ 912,304
前受金	47,000	24,000	23,000
預り金	296,916	273,636	23,280
流動負債合計	7,894,407	8,760,431	△ 866,024
負債合計	7,894,407	8,760,431	△ 866,024
<b>III 正味財産の部</b>			
1.指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
2.一般正味財産	16,501,855	17,760,004	△ 1,258,149
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 2,573,223 )	( 2,573,223 )	( 0 )
正味財産合計	16,501,855	17,760,004	△ 1,258,149
負債及び正味財産合計	24,396,262	26,520,435	△ 2,124,173

## 2 正味財産増減計算書

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
受託事業収益	132,233,977	136,062,942	△ 3,828,965
受取配分金	111,903,823	115,783,663	△ 3,879,840
受取材料費等	9,139,777	9,417,839	△ 278,062
受取事務費	11,190,377	10,861,440	328,937
労働者派遣事業等受託収益	3,978,423	4,871,763	△ 893,340
労働者派遣事業等受託収益	3,978,423	4,871,763	△ 893,340
受取会費	846,000	889,000	△ 43,000
正会員受取会費	816,000	851,000	△ 35,000
賛助会員受取会費	30,000	38,000	△ 8,000
受取補助金等	19,600,000	19,600,000	0
受取連合交付金	9,800,000	9,800,000	0
受取(市)補助金	9,800,000	9,800,000	0
特定資産運用益	0	70	△ 70
特定資産受取利息	0	70	△ 70
雑収益	376,493	232,039	144,454
受取利息	355	253	102
雑収益	376,138	231,786	144,352
配当金収益	200	200	0
配当金収益	200	200	0
経常収益計	157,035,093	161,656,014	△ 4,620,921
(2)経常費用			
事業費	154,793,716	159,969,212	△ 5,175,496
支払配分金	111,903,823	115,783,663	△ 3,879,840
支払材料費等	8,679,447	9,405,830	△ 726,383
役員報酬	0	0	0
産業医報酬	240,000	240,000	0
給料手当	17,458,149	14,978,193	2,479,956
臨時雇賃金	0	1,782,210	△ 1,782,210
法定福利費	2,973,045	3,059,516	△ 86,471
退職給付費用	483,240	264,000	219,240
福利厚生費	35,845	35,190	655
会議費	0	0	0
役員等旅費交通費	4,699	120,136	△ 115,437
旅費交通費	53,530	160,025	△ 106,495
通信運搬費	1,263,684	1,342,319	△ 78,635
減価償却費	983,217	1,149,964	△ 166,747
什器備品費	0	0	0
消耗品費	983,999	796,911	187,088
修繕費	253,323	281,845	△ 28,522
印刷製本費	150,524	148,392	2,132
光熱水料費	650,011	717,240	△ 67,229
賃借料	2,922,505	3,641,559	△ 719,054
保険料	2,131,970	2,162,350	△ 30,380
諸謝金	88,780	115,140	△ 26,360
租税公課	560,570	579,438	△ 18,868
支払負担金	432,775	432,400	375
組織活動助成費	94,312	111,275	△ 16,963
委託費	1,985,905	2,407,695	△ 421,790

科目	当年度	前年度	増減
教材費	4,210	4,130	80
支払手数料	159,055	241,936	△ 82,881
貸倒損失	294,938	0	294,938
雑費	2,160	7,855	△ 5,695
管理費	3,499,526	3,335,170	164,356
役員報酬	765,000	780,000	△ 15,000
給料手当	2,060,170	1,843,200	216,970
嘱託職員賃金	0	0	0
法定福利費	331,421	316,201	15,220
退職給付費用	28,350	0	28,350
福利厚生費	7,169	7,038	131
会議費	0	0	0
役員等旅費交通費	21,960	29,072	△ 7,112
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	79,148	68,894	10,254
什器備品費	0	0	0
消耗品費	33,974	60,670	△ 26,696
印刷製本費	21,450	22,000	△ 550
光熱水料費	1,200	1,430	△ 230
賃借料	12,127	12,586	△ 459
保険料	29,000	29,000	0
諸謝金	54,000	85,860	△ 31,860
支払負担金	27,700	24,200	3,500
委託費	857	887	△ 30
支払委託金等返還	0	0	0
雑費	26,000	54,132	△ 28,132
経常費用計	158,293,242	163,304,382	△ 5,011,140
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,258,149	△ 1,648,368	390,219
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,258,149	△ 1,648,368	390,219
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
車両運搬具除却損	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,258,149	△ 1,648,368	390,219
一般正味財産期首残高	17,760,004	19,408,372	△ 1,648,368
一般正味財産期末残高	16,501,855	17,760,004	△ 1,258,149
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
(1)収益			
収益計	0	0	0
(2)費用			
費用計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	16,501,855	17,760,004	△ 1,258,149

### 3 財務諸表に対する注記

#### 1 重要な会計方針

(1) 公益法人会計基準を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産について、定額法により減価償却を実施している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込み方式によっている。

#### 2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
財政運営資金積立資産	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
事務所移転費用積立資産	1,073,223	0	0	1,073,223
合 計	2,573,223	1,500,000	1,500,000	2,573,223

#### 3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
財政運営資金積立資産	1,500,000	(0)	(1,500,000)	(0)
事務所移転費用積立資産	1,073,223	(0)	(1,073,223)	(0)
合 計	2,573,223	(0)	(2,573,223)	(0)

#### 4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	2,687,502	559,915	2,127,587
構築物	139,601	36,453	103,148
車輛運搬具	7,698,216	7,244,317	453,899
什器備品	2,962,646	2,575,372	387,274
合 計	13,487,965	10,416,057	3,071,908

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
高年齢者就業機会確保事業費等補助金	国	0	5,339,000	5,339,000	0	—
雇用開発支援事業費等補助金	国	0	4,461,000	4,461,000	0	
高年齢者就業機会確保事業費等補助金	市	0	5,339,000	5,339,000	0	—
雇用開発支援事業費等補助金	市	0	4,461,000	4,461,000	0	
合計		0	19,600,000	19,600,000	0	

#### 4 附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定資産	財政運営資金積立資産	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
	事務所移転費用積立資産	1,073,223	0	0	1,073,223
	特定資産計	2,573,223	1,500,000	1,500,000	2,573,223

2 引当金の明細

該当なし。

## 5 財産目録

令和3年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
<b>(流動資産)</b>				
現金	手許現金有高	シルバー人材センター事業の運 転資金として	278,292	
	預金・貯金	普通預金山陰合同銀行 浜田支店	シルバー人材センター事業の運 転資金として	3,055,785
		普通預金日本海信用金 庫本店営業部		2,914,998
		普通預金島根県農業協 同組合浜田支所		650,992
		ゆうちょ銀行		1,760,859
	未収金	受託事業契約金額	シルバー人材センター事業の受 託事業他未収金	9,723,244
	貯蔵品	手許金券	収入印紙、切手等	12,993
立替金	物損事故保険金	物損事故の立替支払	23,566	
前払金	翌年度予算	翌年度役員賠償責任保険、社会 保険協会費	31,000	
<b>流動資産合計</b>			<b>18,451,729</b>	
<b>(固定資産)</b>				
特定資産	財政運営資金積立資産	日本海信用金庫定期預金	シルバー人材センター事業に使用 するための積立資産	1,500,000
	事務所移転費用積立資産	日本海信用金庫定期預金	公益目的保有財産として事務所 移転のために特定費用準備資金 として管理している預金	1,073,223
その他固定資産	建物附属設備	木製建具、内装、電気・給 排水・空調設備等	公益目的保有財産としての事務 所施設内の附属設備	2,127,587
	構築物	建物外構工事	公益目的保有財産としての事務 所施設の外構工事	103,148
	車輛運搬具	車輛 9 台	公益目的保有財産としてシルバー 人材センター事業に使用している	453,899
	什器備品	カッター機他	公益目的保有財産としてシルバー 人材センター事業に使用している	387,274
	電話加入権	加入権	公益目的保有財産としてシルバー 人材センター事業に使用している	224,952
	預託金	自動車リサイクル料金	公益目的保有財産としてシルバー 人材センター事業に使用している	64,450
	出資金	日本海信用金庫	シルバー人材センター事業に使用 するための出資金額	10,000
	<b>固定資産合計</b>			<b>5,944,533</b>
<b>資産合計</b>			<b>24,396,262</b>	
<b>(流動負債)</b>				
未払金	配分金他	シルバー人材センター事業に供する配 分金他の未払い金額	7,406,934	
		翌年度に支払う材料費等支出	143,557	
	職員源泉税等	職員からの源泉所得税等預り金	296,916	
	会費	翌年度正会員会費	47,000	
<b>流動負債合計</b>			<b>7,894,407</b>	
<b>負債合計</b>			<b>7,894,407</b>	
<b>正味財産</b>			<b>16,501,855</b>	

## 6 固定資産明細表

### (1) 建物附属設備目録

品名	取得年月日	取得価格	当期減価償却額	減価償却累計額	帳簿価額
木製建具(木製建具工事)	平成 29 年 5 月 19 日	743,040	49,536	194,016	549,024
内装(内装工事)	平成 29 年 5 月 19 日	656,683	43,779	171,468	485,215
電気設備(電気設備工事)	平成 29 年 5 月 19 日	194,319	12,955	50,741	143,578
給排水設備(給排水設備工事)	平成 29 年 5 月 19 日	323,460	21,564	84,459	239,001
空調設備更新工事(2 階会議室)	令和 2 年 4 月 16 日	770,000	59,231	59,231	710,769
合 計(5 設備)		2,687,502	187,065	559,915	2,127,587

### (2) 構築物目録

品名	取得年月日	取得価額	当期減価償却額	減価償却累計額	帳簿価額
建物外構工事	平成 29 年 5 月 19 日	139,601	9,307	36,453	103,148
合 計		139,601	9,307	36,453	103,148

### (3) 車輛運搬具目録

(単位:円)

品名	取得年月日	取得価額	当期減価償却額	減価償却累計額	帳簿価額
外'外'ク' L122	平成 14 年 5 月 17 日	950,000	9,500	940,500	9,500
三菱軽トラ島根 480 あ 4341	平成 17 年 6 月 27 日	788,000	7,880	780,120	7,880
三菱 1.5t400 す 5824	平成 19 年 3 月 26 日	2,299,500	22,995	2,276,505	22,995
日産軽トラ島根 480 さ 4094	平成 27 年 12 月 18 日	809,356	107,914	809,355	1
日産軽バン島根 480 さ 5056	平成 28 年 2 月 19 日	801,760		801,759	1
日産軽トラ島根 480 す 2740	平成 29 年 3 月 15 日	693,630	138,726	554,904	138,726
日産軽バン島根 480 せ 122	平成 29 年 3 月 20 日	888,850	222,213	685,157	203,693
三菱ランサーカーゴ 島根 400 ゆ 5023	令和元年 6 月 2 日	162,000	81,000	141,750	20,250
トヨタ 1.5t トラック 島根 400 ゆ 5258	令和元年 7 月 31 日	305,120	152,560	254,267	50,853
合 計(9 台)		7,698,216	742,788	7,244,317	453,899

### (4) 什器備品目録

(単位:円)

品名	取得年月日	取得価額	当期減価償却額	減価償却累計額	帳簿価額
スイングフォッグ SN50	平成 19 年 5 月 1 日	383,250		383,249	1
ホームエアコン床置型P63形	平成 21 年 5 月 16 日	523,950		523,949	1
ホームエアコン床置型P63形	平成 21 年 5 月 16 日	523,950		523,949	1
スイングフォッグ SN50	平成 26 年 6 月 1 日	421,200		421,199	1
カッター機MFC2340	平成 26 年 10 月 7 日	569,700		569,699	1
クボタミニ耕運機TRS60	平成 29 年 3 月 29 日	151,200	21,600	86,400	64,800
窪田工業所物置 ND-Z3622Y	平成 29 年 3 月 28 日	252,006	14,824	59,294	192,712
エアコン 三菱 MZS-GE4020S	令和 2 年 12 月 8 日	137,390	7,633	7,633	129,757
合 計		2,962,646	44,057	2,575,372	387,274

### (5) 電話加入権

(単位:円)

品名	取得年月日	取得価額	帳簿価額
電話加入権	平成 6 年 11 月 1 日	74,984	74,984
電話加入権	平成 6 年 11 月 1 日	74,984	74,984
電話加入権	平成 6 年 11 月 1 日	74,984	74,984
合 計		224,952	224,952

## (6) 預託金目録

(単位:円)

品名	取得年月日	取得価額	帳簿価額
三菱 1.5tトラック 島根 400 す 5824	平成 19 年 3 月 26 日	8,700	8,700
スバル軽バン島根 480 え 9943	平成 25 年 3 月 16 日	8,670	8,670
日産軽トラ島根 480 さ 4094	平成 27 年 12 月 18 日	5,990	5,990
日産軽バン島根 480 さ 5056	平成 28 年 2 月 19 日	7,860	7,860
日産軽トラ島根 480 す 2740	平成 29 年 3 月 15 日	5,990	5,990
日産軽バン島根 480 せ 122	平成 29 年 3 月 20 日	7,770	7,770
三菱ランサーカーゴ 島根 400 ゆ 5023	令和元年 6 月 2 日	11,770	11,770
トヨタイフ 1.5tトラック 島根 400 ゆ 5258	令和元年 7 月 31 日	7,700	7,700
合計		64,450	64,450

## (7) 出資金目録

(単位:円)

品名	取得年月日	取得価額	帳簿価額
日本海信用金庫	平成 20 年 8 月 12 日	10,000	10,000
合計		10,000	10,000

## (8) 事務所移転費用積立資産目録

(単位:円)

品名	取得年月日	取得価額	帳簿価額
日本海信用金庫	令和 3 年 3 月 31 日	1,073,223	1,073,223
合計		1,073,223	1,073,223

## (9) 財政運営資金積立目録

(単位:円)

品名	取得年月日	取得価額	帳簿価額
日本海信用金庫	令和 3 年 3 月 31 日	1,500,000	1,500,000
合計		1,500,000	1,500,000

## 7 収支計算書

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異
I 一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
受託事業収益	132,251,000	132,233,977	17,023
受取配分金	111,910,000	111,903,823	6,177
受取材料費等	9,150,000	9,139,777	10,223
受取事務費	11,191,000	11,190,377	623
労働者派遣事業等受託収益	3,979,000	3,978,423	577
労働者派遣事業等受託収益	3,979,000	3,978,423	577
受取会費	846,000	846,000	0
正会員受取会費	816,000	816,000	0
賛助会員受取会費	30,000	30,000	0
受取補助金等	19,600,000	19,600,000	0
受取連合交付金	9,800,000	9,800,000	0
受取(市)補助金	9,800,000	9,800,000	0
特定資産運用益	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0
雑収益	378,000	376,493	1,507
受取利息	1,000	355	645
雑収益	377,000	376,138	862
配当金収益	1,000	200	800
配当金収益	1,000	200	800
経常収益計	157,055,000	157,035,093	19,907
(2)経常費用			
事業費	154,843,000	154,793,716	49,284
支払配分金	111,910,000	111,903,823	6,177
支払材料費等	8,680,000	8,679,447	553
役員報酬	0	0	0
産業医報酬	240,000	240,000	0
給料手当	17,459,000	17,458,149	851
臨時雇賃金	0	0	0
法定福利費	2,974,000	2,973,045	955
退職給付費用	484,000	483,240	760
福利厚生費	36,000	35,845	155
会議費	0	0	0
役員等旅費交通費	5,000	4,699	301
旅費交通費	54,000	53,530	470
通信運搬費	1,280,000	1,263,684	16,316
減価償却費	984,000	983,217	783
什器備品費	0	0	0
消耗品費	984,000	983,999	1
修繕費	254,000	253,323	677
印刷製本費	151,000	150,524	476
光熱水料費	651,000	650,011	989
賃借料	2,938,000	2,922,505	15,495
保険料	2,132,000	2,131,970	30
諸謝金	89,000	88,780	220
租税公課	561,000	560,570	430
支払負担金	433,000	432,775	225
組織活動助成費	95,000	94,312	688
委託費	1,986,000	1,985,905	95
教材費	5,000	4,210	790
支払手数料	160,000	159,055	945

科目	予算額	決算額	差異
貸倒損失	295,000	294,938	62
雑費	3,000	2,160	840
管理費	3,506,000	3,499,526	6,474
役員報酬	765,000	765,000	0
給料手当	2,061,000	2,060,170	830
法定福利費	332,000	331,421	579
退職給付費用	29,000	28,350	650
福利厚生費	8,000	7,169	831
会議費	0	0	0
役員等旅費交通費	22,000	21,960	40
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	80,000	79,148	852
什器備品費	0	0	0
消耗品費	34,000	33,974	26
印刷製本費	22,000	21,450	550
光熱水料費	2,000	1,200	800
賃借料	13,000	12,127	873
保険料	29,000	29,000	0
諸謝金	54,000	54,000	0
支払負担金	28,000	27,700	300
委託費	1,000	857	143
支払委託金等返還	0	0	0
雑費	26,000	26,000	0
経常費用計	158,349,000	158,293,242	55,758
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,294,000	△ 1,258,149	△ 35,851
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,294,000	△ 1,258,149	△ 35,851
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
車両運搬具除却損	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,294,000	△ 1,258,149	△ 35,851
一般正味財産期首残高	16,745,103	17,760,004	△ 1,014,901
一般正味財産期末残高	15,451,103	16,501,855	△ 1,050,752
II 指定正味財産増減の部			
(1)収益			
収益計	0	0	0
(2)費用			
費用計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	15,451,103	16,501,855	△ 1,050,752

## 収 支 計 算 書 (注記)

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異
<b>【投資活動収支の部】</b>			
<投資活動収入>			
特定資産取崩収入	1,500,000	1,500,000	0
財政運営資金積立資産取崩収入	1,500,000	1,500,000	0
事務所移転費用積立資産取崩収入	0	0	0
敷金・保証金等戻り収入	0	0	0
預託金戻り収入	0	0	0
投資活動収入計	1,500,000	1,500,000	0
<投資活動支出>			
固定資産取得支出	908,000	907,390	610
車両運搬具購入支出	0	0	0
什器備品購入支出	138,000	137,390	610
建物付属設備購入支出	770,000	770,000	0
特定資産取得支出	1,500,000	1,500,000	0
財政運営資金積立資産取得支出	1,500,000	1,500,000	0
事務所移転費用積立資産取得支出	0	0	0
敷金・保証金等支出	0	0	0
預託金支出	0	0	0
投資活動支出計	2,408,000	2,407,390	610
投資活動収支差額	△ 908,000	△ 907,390	△ 610
<b>【財務活動収支の部】</b>			
<財務活動収入>			
借入金収入	0	0	0
短期借入金収入	0	0	0
財務活動収入計	0	0	0
<財務活動支出>			
借入金返済支出	0	0	0
短期借入金返済支出	0	0	0
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 908,000	△ 907,390	△ 610

# 監査報告書

令和3年5月10日

公益社団法人浜田市シルバー人材センター  
理事長 小谷典弘 殿

公益社団法人浜田市シルバー人材センター

監事 松尾俊和 

監事 湯浅明美 

私達は、公益社団法人浜田市シルバー人材センターの令和2年度における会計及び業務の監査を行いました。

その結果について次のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、会計帳票及び関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて実施しました。
- (2) 業務監査については、関係者から実施事業の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて実施しました。

## 2. 監査の結果

- (1) 公益社団法人浜田市シルバー人材センターの令和2年度の計算書類及びその附属明細書は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠しており、正味財産増減の状況及び財産状態を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 公益社団法人浜田市シルバー人材センターの令和2年度の事業報告書の内容は真実であり、法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

## 令和3年度 事業計画

### 事業概要

シルバー人材センターの目的は、

- ①高齢者に働く機会を提供することを通じて、生きがいの充実や健康の維持・増進や経済的な生活の安定を図る。
- ②高齢者が地域社会の担い手として活躍することを通して、地域社会の維持発展を図る。
- ③育児などの現役世代を支える分野で高齢者が働くことを通して、現役世代を支える。
- ④人手不足の企業で高齢者が働くことを通して、人手不足の解消を図る。

この実現に向けて令和3年度事業を進めてまいります。

総務省の統計によると、65歳以上の高齢者は全国で3,617万人、高齢化率は28.7%（前年度28.4%）で過去最多、世界最高となっています。

浜田市においては高齢化率が37.3%（本年3月末）となり、高齢化と少子化による労働力人口の減少が進行しています。

国では、人口減少と労働生産性の低迷から「働き方改革」を打ち出し、人口は増えなくても働く人の数を増やす経済成長の施策を推し進めています。いったん退職した高齢者の社会参加を促すことやシニア層の活用、雇用形態の格差を埋める「同一労働・同一賃金」など、現在、大きな改革が進められています。また、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、本年4月から、70歳までの就業機会確保が企業の努力義務となりました。

そういった中で、シルバー人材センターが果たす役割はますます重要となり、その役割を果たすことを求められています。とりわけ、地域における労働力不足が顕著となる中、シルバー派遣事業を積極的に推進していく必要があります。

こうした中で昨年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的規模での拡大という未曾有の事態に見舞われました。雇用情勢をはじめ社会経済活動は大きな打撃を受けシルバー事業にも大きな影響がでました。当面は、コロナ禍の状況に的確に対応していく必要があります。

シルバー人材センターが受注した仕事を確実に完了させるため、また、企業、会社等の要望に応じてシルバー派遣を継続していくためには、健康で働く意欲のある会員を今以上に確保していく必要があります。しかし、事業所における定年延長や再雇用制度の定着、地域的な求人難という社会状況の中で、会員の拡大が非常に難しくなっています。

会員拡大に向けて、会員と役員が一体となり、「入会の声掛け運動」を柱に、入会促進の取組みの強力を図ってまいります。

一方で、会員の様々な就業ニーズに応えるためには、新しい就業先の確保と職域を拡大させることが極めて重要であり、引続き新規就業先開拓の取組みを進めます。

また、就業中や就業途上での事故発生を防ぐため、安全就業の取組みを推進してまいります。

地域生活に密着したニーズに着実に対応し、地域社会からの期待に応えていくため、以下の事業実施計画に基づいて、公正、公平、適切な事業推進を図ってまいりますので、会員の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

## 事業実施計画

### I 組織の拡大強化

#### (1) 会員拡大目標

シルバー人材センター事業を推進するためには、健康で働く意欲のある会員を確保、拡大していかなければなりません。全国シルバー人材センター事業協会が提起した「会員100万人達成計画」に基づいて、平成30年度に定めた会員拡大目標に向けて取組を進めます。

平成30年度	488人
令和元年度	507人
令和2年度	526人
令和3年度	556人

#### (2) 会員入会促進の取組

- ① 会員、役員が知人、友人に口コミでシルバー人材センターへの加入を勧める、「入会の声掛け運動」に引き続き取り組みます。
- ② 会員加入率の低い旧那賀郡各自治区でシルバー事業をPRするとともに、各自治区で入会説明会を開催し入会促進に努めます。
- ③ 会員の希望、能力、就業条件等のニーズを把握し、会員一人ひとりに適した就業先の確保に努めます。
- ④ 各種講習会の開催や、連合会が実施する高齢者活躍人材育成事業の技能講習会を通じて会員の勧誘に努めます。
- ⑤ シルバー派遣事業を推進するため、派遣労働を希望する会員の確保に努めます。
- ⑥ チラシの新聞折込や広報「はまだ」での周知、浜田市シルバー人材センターホームページをはじめ、様々なPR媒体を活用して会員の拡大に努めます。
- ⑦ 浜田医療センター看護学校祭や地域の各種催物等のイベントにおいてシルバー事業のPRを行います。
- ⑧ 会員の余暇を利用した生きがいづくりの場として、シルバー人材センター同好会活動やシルバー農園事業など就労以外の活動の拡大を図ります。

#### (3) 女性会員の拡大

女性会員の加入率は34.0%と全国平均の33.8%と少し上回っていますが、シルバー事業を推進するためには、女性会員の拡大は重要な課題です。

浜田市では「産前産後家事支援サポーター派遣事業」の無料券を配布するなど子育て支援の充実を図ります。シルバーにおいては、家事援助に従事する女性会員の広がりと活躍を目指します。

#### (4) 会員の退会を抑制する取組み

- ① 会員を増やしていくためには、退会会員を少なくすることが重要です。シルバーでは新入会会員以上に退会され会員数が減少しています。体調不良等は止むを得ないものの、「シルバーで仕事が無い」理由による退会者を出さないことを目標に、会員が希望している仕事の受注が無い場合や、様々な理由で就業していない会

員に対して、ほかの仕事を紹介する、会員が就業可能な状態であるかの確認などの取組みを進め、未就業会員の削減を図ります。

- ②退会される会員は、「高齢」という理由が主なものです。しかしながら、高齢とともに就業機会が少なくなっても各種同好会やボランティア活動、研修旅行、シルバー農園事業などシルバー会員として参加することで充実した生活や社会貢献、域外につながる事、また、シルバー人材センターとしても会員で在籍することで新会員入会の紹介や就業の斡旋が期待できることです。ついては、就業機会が少なくなる高齢会員について、引き続いて会員として在籍していただき、多方面の活動のお願いとともに活躍を期待するため、満 85 歳以上の会員(昨年度実績 23 名)を通称「ゴールド会員」として年会費を 1,000 円とします。

## II 適正就業の取組みとシルバー派遣事業の推進

適正就業の取組みにより、請負では受注できない仕事をシルバー派遣に切替えてきましたが、発注時の相談において業務内容を十分見極め、適正な就業体制とすることで適正就業を推進します。

令和2年度の国庫補助金は、シルバー派遣事業の就業延人員により金額が決定される「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」が継続されます。引き続き派遣事業の拡大に取り組む必要があり、就業先を確保するとともに派遣会員を増員し、就業延人員の目標を10,000人日(令和2年度実績 8,033 人日)に設定しシルバー派遣事業を推進します。

## III 就業の場の拡大

### (1)受注先の開拓

- ①地域において、会員、役員が「受注の声掛け運動」を進めます。
- ②民間事業所、行政機関、一般家庭等への訪問やチラシ配布、各種イベントの参加を通じてシルバー事業をPRし、就業機会の拡大と受注量の増大に努めます。
- ③発注者からの視点に立って、電話対応、言葉使い等の接遇向上に努め、魅力のあるセンターを目指します。

### (2)公平な就業の確立

就業情報の提供に努め、長期就労の見直しを行い、就業の公平性の確立に努めます。

### (3)技術研修会・講習会の実施

各種研修会・講習会を実施し会員の技術向上を図るとともに、シルバー事業後継者の育成に努めます。

### (4)職群班の充実

草刈班、剪定班の拡大と充実を進めるとともに、各種職群班を設置しグループ就業の効果的推進を図ります。

### (5)関係団体との連携

商工会議所、商工会、ハローワーク等との連携を密にして就業先の拡大を図ります。

#### IV 安全就業の推進

「就業中や就業途上の事故を起こさない。安全を全てに優先させる」を念頭に、安全部会活動の充実、巡回パトロール指導や安全講習会の開催、安全就業ニュースの発行を通して会員の安全就業意識を啓発し、安全就業の確立に取り組みます。

なお、万が一の事故に備えて「シルバー人材センター団体傷害保険」に加入しています（通院1日につき2,000円、入院1日につき3,000円）。また、賠償保険（対人、対物）においての免責額は0円です（平成30年10月より）。

全国的に刈払機、チェーンソーによる事故が多発しています。引き続き、刈払機取扱講習会、チェーンソー取扱講習会を開催します。

##### (1) 安全点検の履行

特に事故の発生が多い草刈作業、剪定作業において、就業会員が「安全就業点検表」による就業時の安全点検を行うことにより安全就業に繋げる。

##### (2) 安全具着用の義務

①高所作業：ヘルメット、命綱

②剪定（伐採を含む）：ヘルメット、安全帯、保護メガネ（現場による）

③草刈：ヘルメット、肩掛けバンド、保護メガネ（保護面）、作業に適した靴等（現場によりスパイク付）、手袋（振動障害予防仕様の手袋もあります）

(3) 安全講習会を開催し、関係作業会員の参加を義務付け、安全意識の徹底を図る。

(4) 安全パトロールの回数を増やし、作業状況を把握するとともに安全就業の徹底を図る。

(5) 共同作業では、班長やリーダーが安全具着用を確認・指導するとともに、お互いが声を掛け合い危険防止を図る。

(6) 刈払機による飛び石は、想定外のところまで飛んで事故を起こすことがあり、コンパネや防護ネット等を利用し事故を防ぐ。

#### V 普及啓発活動の推進

##### (1) 広報等の活用

①広報「はまだ」にPR文の掲載をお願いし、またホームページを活用してシルバー事業の普及啓発に努めます。

②会報「飛翔」を関係先に配布しシルバー事業のPRに努めます。

③会員募集と就業先開拓のチラシ等を作成し、公共的な施設等に配架しシルバー事業のPRに努めます。

##### (2) 地域班の活性化

広く市民にシルバー事業を理解いただき、会員の入会促進や就業先の拡大を図るためには、地域において会員、会員、役員が積極的な広報活動を進める必要が

あります。

このため会員からの意見を受け止め、会員と役員が一緒になった取組みを行う体制づくりの場として地域班は重要な役割を持っています。地域班活動を活性化させるため、地域班会議を開催します。

#### (3) 行政への働きかけ

シルバー人材センターは、法律に基づく公共性・公益性の高い団体であり、高齢者施策の一端を担うものであることを広く市民にPRするとともに、行政に対しても運営状況や事業報告等について積極的な情報公開を行い、就業先情報の提供を求めます。

#### (4) 報道機関の活用

新聞等のマスコミに各種の情報を提供し、シルバー事業の普及啓発に努めます。また、新聞に折込チラシを入れます。

### VI 有料職業紹介事業の実施

臨時的・短期的又は軽易な業務の雇用による就業を希望される高齢者に向け、有料職業紹介事業を実施します。

### VII シルバー農園事業

シルバー事業の幅を広げるとともに、会員の入会促進を目的として取組みを始めたシルバー農園事業を引続き推進します。収穫された野菜の一部は、定時総会や各種催物等で販売します。

今年度も、れんげ保育園と共同してサツマイモの栽培を行います。多数の園児、保護者が参加される予定であり、シルバー農園への会員の積極的な参加をお願いします。

### VIII ボランティア活動の実施

シルバー人材センターの社会貢献活動として、看護学生との交流事業や模擬患者実習でお世話になっている、浜田医療センター附属看護学校の周辺の除草作業を実施します。多くの会員のご参加をお願いいたします。

#### (1) 期日 7月2日(金)及び10月1日(金)

※台風等を除き雨天決行

#### (2) 集合 7/2 は午前7時、10/1 は午前7時 30 分 看護学校玄関前

#### (3) 作業 草刈、草取、草の集積、積込、運搬

#### (4) 用具 作業に必要な用具は持参(刈払機、ねじり鎌、熊手、ホウキ)

※刈払機の燃料は事務局で準備します。

#### (5) 申込 6月24日(木)または9月17日(金)までに事務局へご連絡ください。

### IX 研修旅行について

今年度の研修旅行は、新型コロナウイルス感染症の状況をみて可否を判断します。

# 令和3年度 収支予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算	増減額	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受託事業収益	136,600,000	150,210,000	△13,610,000	
受取配分金	116,000,000	127,680,000	△11,680,000	
受取材料費等	9,000,000	9,762,000	△ 762,000	
受取事務費	11,600,000	12,768,000	△ 1,168,000	配分金の10%
労働者派遣事業等収益	4,671,000	4,671,000	0	
労働者派遣事業等収益	4,671,000	4,671,000	0	連合会からの派遣事業協力金
受取会費	1,050,000	1,066,000	△ 16,000	
正会員受取会費	1,020,000	1,020,000	0	会費(年会費 2,000 円)
賛助会員受取会費	30,000	46,000	△ 16,000	会費(年会費個人 2,000 円)
受取補助金等	19,600,000	19,600,000	0	
受取連合交付金	9,800,000	9,800,000	0	国庫補助金
受取市補助金	9,800,000	9,800,000	0	市補助金
雑収益	217,000	205,000	12,000	
受取利息	1,000	1,000	0	預金利息
雑収益	216,000	204,000	12,000	連合会事務所負担金
配当金収入	1,000	1,000	0	
配当金収入	1,000	1,000	0	
経常収益計	162,139,000	175,753,000	△13,614,000	
(2) 経常費用				
事業費	158,385,000	172,100,000	△13,715,000	
支払配分金	116,000,000	127,680,000	△11,680,000	就業会員に対する配分金支払
支払材料費等	9,000,000	9,762,000	△ 762,000	原材料代、就業に伴う諸経費な
産業医報酬	240,000	240,000	0	
給料手当	16,927,000	17,732,000	△ 805,000	職員基本給、期末勤勉、諸手当
臨時雇用賃金	0	0		
法定福利費	2,627,000	3,263,000	△ 636,000	社会保険、労働保険等
退職金給付費用	638,000	264,000	374,000	中小企業退職金共済掛金
福利厚生費	38,000	38,000	0	健康診断料等
会議費	2,000	2,000	0	会議経費
役員等旅費交通費	175,000	179,000	△ 4,000	役員の実業に係る旅費
旅費交通費	81,000	155,000	△ 74,000	職員の会議・研修等に要する旅費
通信運搬費	1,314,000	1,300,000	14,000	郵便料、電話料等
減価償却費	710,000	917,000	△ 207,000	
什器備品費	10,000	10,000	0	事業用備品
消耗品費	666,000	500,000	166,000	事務用消耗品、燃料費等
修繕費	109,000	100,000	9,000	自動車、作業場等の修繕費
印刷製本費	347,000	153,000	194,000	事務局だより印刷費
光熱水料費	714,000	714,000	0	電気料、水道料、ガス料
賃借料	2,770,000	3,167,000	△ 397,000	パソコン機器・ソフトの賃借料等
保険料	2,119,000	2,179,000	△ 60,000	傷害、賠償責任、自動車任意保険
諸謝金	122,000	182,000	△ 60,000	安全部会、広報部会等
租税公課	586,000	557,000	29,000	契約に伴う印紙税等
支払負担金	433,000	433,000	0	全シ協、連合会の年会費等
組織活動助成費	104,000	140,000	△ 36,000	会員組織活動の助成

科 目	予算額	前年度予算	増減額	備 考
委託費	2,449,000	2,226,000	223,000	弥栄社協への事務委託費等
教材費	5,000	5,000	0	資料代等
支払手数料	184,000	184,000	0	振込手数料等
貸倒損失	0	0		
雑費	15,000	18,000	△ 3,000	事業に係る雑費
管理費	<b>3,754,000</b>	<b>3,653,000</b>	<b>101,000</b>	
役員報酬	798,000	798,000	0	理事長、副理事長、理事、監事報酬
給料手当	2,169,000	2,070,000	99,000	職員基本給、期末勤勉、諸手当
法定福利費	317,000	357,000	△ 40,000	社会保険、労働保険等
退職金給付費用	49,000	0	49,000	中小企業退職金共済掛金
福利厚生費	8,000	8,000	0	健康診断料等
会議費	3,000	3,000	0	総会、理事会等の会議費
役員等旅費交通費	41,000	41,000	0	役員の会議出席旅費
旅費交通費	0	0	0	職員の研修会等旅費
通信運搬費	83,000	69,000	14,000	郵便料、電話料等
什器備品費	10,000	10,000	0	事業用備品
消耗品費	75,000	61,000	14,000	事務用消耗品、燃料費等
印刷製本費	22,000	22,000	0	総会資料印刷費
光熱水料費	2,000	2,000	0	電気料、水道料、ガス料
賃借料	12,000	13,000	△ 1,000	パソコン機器・ソフトの賃借料等
保険料	29,000	29,000	0	役員賠償責任保険料
諸謝金	62,000	91,000	△ 29,000	総務部会、事業部会、女性部会
支払負担金	31,000	36,000	△ 5,000	浜田商工会議所会費等
委託費	1,000	1,000	0	プログラム保守料等
雑費	42,000	42,000	0	借入金支払利息、その他諸雑
経常費用計	<b>162,139,000</b>	<b>175,753,000</b>	<b>△13,614,000</b>	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	
基本財産評価損益等	0	0	0	
特定資産評価損益等	0	0	0	
投資有価証券評価損益等	0	0	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	0	0	0	
2 経常外増減の部				
(1)経常外収益				
固定資産売却益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2)経常外費用				
固定資産売却損	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	0	0		
一般正味財産期末残高	0	0	0	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
一般正味財産への振替額	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	0	0	0	

## 収支予算書に係る注記

### 1 投資活動及び財務活動に関する見込

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算	増減額	備 考
<b>【投資活動収支の部】</b>				
投資活動収入				
固定資産売却収入	0	0	0	
車両運搬具売却収入	0	0	0	
什器備品売却収入	0	0	0	
敷金・保証金等戻り収入	0	0	0	
預託金戻り収入	0	0	0	
特定資産取崩収入	1,500,000	1,500,000	0	
財政運営資金積立資産取崩	1,500,000	1,500,000	0	
事務所移転費用積立資産取崩	0	0	0	
投資活動収入計	1,500,000	1,500,000	0	
投資活動支出				
固定資産取得支出	226,000	0	0	
車両運搬具購入支出	226,000	0	0	
什器備品購入支出	0	0	0	
敷金・保証金等支出	6,000	0	0	
預託金支出	6,000	0	0	
特定資産取得支出	1,500,000	1,500,000	0	
財政運営資金積立資産取得	1,500,000	1,500,000	0	
事務所移転費用積立資産取得	0	0	0	
投資活動支出計	1,732,000	1,500,000	232,000	
投資活動収支差額	△232,000	0	△232,000	
<b>【財務活動収支の部】</b>				
財務活動収入				
借入金収入	0	0	0	
短期借入金収入	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	
財務活動支出	0	0	0	
借入金返済支出	0	0	0	
短期借入金返済支出	0	0	0	
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	△232,000	0	△232,000	

- 1 受取配分金等の増加に連動する支出(支払配分金、支払材料費等)に限り予算額を超えて執行することができる。
- 2 借入金限度額                    令和3年度の短期借入金限度額は500万円とする。
- 3 債務負担額                    次表のとおりリース契約により債務を負担する。

(単位:円)

契約先 品 名	年度					合 計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
NRI 社会情報システム(株) エイジレス80コネク	1,328,580					1,328,580
リコーリース(株) パソコン機器	472,560	472,560	472,560	354,420		1,772,100
NRI 社会情報システム(株) CTIシステム	182,160	30,360				212,520
日本電気株式会社 電話機システム 7 台	225,504	37,584				263,088
シャープファイナンス リコ-複合機 MP-C2201	55,728	55,728	55,728	4,644		171,828
イシハラリース ミニキャブトラック 95-36	15,660					15,660
合 計	2,280,192	596,232	528,288	359,064	0	3,763,776

## 資金調達及び設備投資の見込みについて

### (1) 資金調達の見込みについて

当期中における短期借入金及び長期借入金の予定の有無。

(単位:円)

借入の予定		<input checked="" type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	なし
事業 番号	借入先	金額		使途	
1	日本海信用金庫	5,000,000		配分金の支払	

### (2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無

(単位:円)

設備投資の予定		<input type="checkbox"/>	あり	<input checked="" type="checkbox"/>	なし
事業 番号	設備投資の内容	支出又は収入の予定額		資金調達方法又は 資産の使途	

公益社団法人浜田市シルバー人材センター  
定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人浜田市シルバー人材センター(以下「センター」という。)と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を島根県浜田市に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者(以下「高齢者」という。)の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。)に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第2章 会 員

### (種別)

第5条 センターの会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得た者。

ア 浜田市に居住する原則として60歳以上の者。

イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。

(2)賛助会員 浜田市内に住所又は事務所がある個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たもの。

### (入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により申し込むものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

### (会費)

第7条 正会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会したとき。

(2)成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4)1年間以上会費又は賛助会費を滞納したとき。

(5)除名されたとき。

(6)すべての正会員の同意があったとき。

### (退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上の出席であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)センターの定款又は規則に違反したとき。

(2)センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1)役員を選任又は解任

(2)役員報酬等の支給の基準

(3)役員賠償責任の一部免除

(4)定款の変更

(5)各事業年度の事業報告及び決算の承認

(6)会費及び賛助会費の金額

(7)会員の除名

(8)解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(9)合併

(10)前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第14条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会において開催の決議がなされたとき。

(2)総正会員の議決権の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長、出席した理事長及び副理事長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第22条 センターに次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上13名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、センターの業務を分担執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、代表権を除く業務執行に係る職務を代行する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2

回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第27条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等及び費用)

第28条 役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
- (3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間に

おけるセンターとその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の実任の一部免除)

第30条 センターは、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

## 第5章 理 事 会

(構成)

第31条 センターに理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程(総会の決議を必要とするものを除く)の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開催)

第33条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前条第3号による場合は、理事が、前条第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項に拘わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第40条 センターの資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第41条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告書及び決算)

第43条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 役員の名簿
    - (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - 4 第1項及び第3項の書類(定款を除く。)は、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金)

第44条 センターが資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第43条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、第48条の規定を除き、総会において、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第47条 センターは、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第48条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認

定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第49条 センターが解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第8章 事務局

(事務局)

第50条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 雑 則

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事(理事長)は藤原ヒサヨ、代表理事(副理事長)長見邦尚、業務執行理事は佐々木章とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とす

る。

#### 附 則

- 1 この定款は、島根県知事の公益変更認定を受けた日から施行する。

公益社団法人浜田市シルバー人材センター  
役員 の 報 酬 等 及 び 費 用 に 関 す る 規 程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人浜田市シルバー人材センター(以下「センター」という。)定款第28条第3項の規定に基づき、役員 の 報 酬 等 及 び 費 用 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る こと を 目 的 と し、一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人 に 関 す る 法 律 (以 下 「一 般 社 団 ・ 財 団 法 人 法 」と いう。)並 び に 公 益 社 団 法 人 及 び 公 益 財 団 法 人 の 認 定 等 に 関 す る 法 律 (以 下 「公 益 認 定 法 」と いう。)の 規 定 に 照 ら し、妥 当 性 と 透 明 性 の 確 保 を 図 る も の と す る。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。

(3)非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4)報酬等とは、公益認定法第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員 の 職 務 遂 行 の 対 価 と し て 報 酬 を 支 給 す る こ と が 可 能 な る。た だ し、常 勤 役 員 が 職 員 を 兼 ね る 場 合 は、職 員 給 与 規 程 を 適 用 し、こ の 規 程 は 適 用 し な い も の と す る。

2 役員 の 報 酬 は 月 額 又 は 日 額 と す る。

3 役員 に は 役 員 賞 与 及 び 退 職 手 当 は 支 給 し な い。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員 の 報 酬 額 は、別 表 1「常 勤 役 員 の 報 酬 」及 び 別 表 2「非 常 勤 役 員 の 報 酬 」に 定 め る 金 額 と し、理 事 は 理 事 会 の 承 認、監 事 は 総 会 の 決 議 を 得 て、決 定 す る も の と す る。

(報酬等の支給日)

第5条 役員 の 報 酬 の 支 給 日 に つ い て は、月 額 を も っ て 支 給 す る 場 合 は 職 員 給 与 規 程 第 8 条 を 準 用 す る も の と す る。た だ し、非 常 勤 役 員 が 理 事 会 等 へ の 出 席 の 場 合 は そ の 都 度 支 払 う も の と す る。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は別表3により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

表1 常勤役員の報酬

(1)常務理事	月額	50,000円
ただし、職員が常務理事(事務局長)を兼任する場合は職員給与規程を適用する。		

別表2 非常勤役員の報酬

(1)理事長	月額	50,000円
副理事長	月額	4,000円
ただし、理事長の職務を代行する場合は、理事長報酬の額とする。		
(2)役員が管内の1職務(理事会等出席)を行うために係る報酬		
理事	日額	3,000円
監事	日額	3,000円
(注)管内とは役員が所属するシルバー人材センター管内とする。		

別表3 費用の額

(1)役員が管内の1職務(理事会等出席)を行うために係る費用	旅費規程に定める金額
(2)その他	実費